

一般廃棄物処理施設の維持管理に関する記録

令和7年6月

一般廃棄物最終処分場名： 倉敷市西部最終処分場

維持管理の状況

1 処分した一般廃棄物の各月ごとの種類及び数量
埋立は終了している。

2 残余容量調査（最新の測定値）
埋立は終了している。

3 定期的に点検するもの

規定項目	擁壁等	遮水工	調整池 (調整槽)	浸出液処理設備 の機能の状態	導水管又は 配管
点検日	毎週火、木に点検	地下水質のモニタリ ングで、遮水工の点検 としています。	毎週火、木に点検	毎週火、木に点検	毎週火、木に点検
異常の有無	有・ ☐ 無	有・ ☐ 無	有・ ☐ 無	有・ ☐ 無	有・ ☐ 無
必要な措置 を講じた年 月日とその 内容					

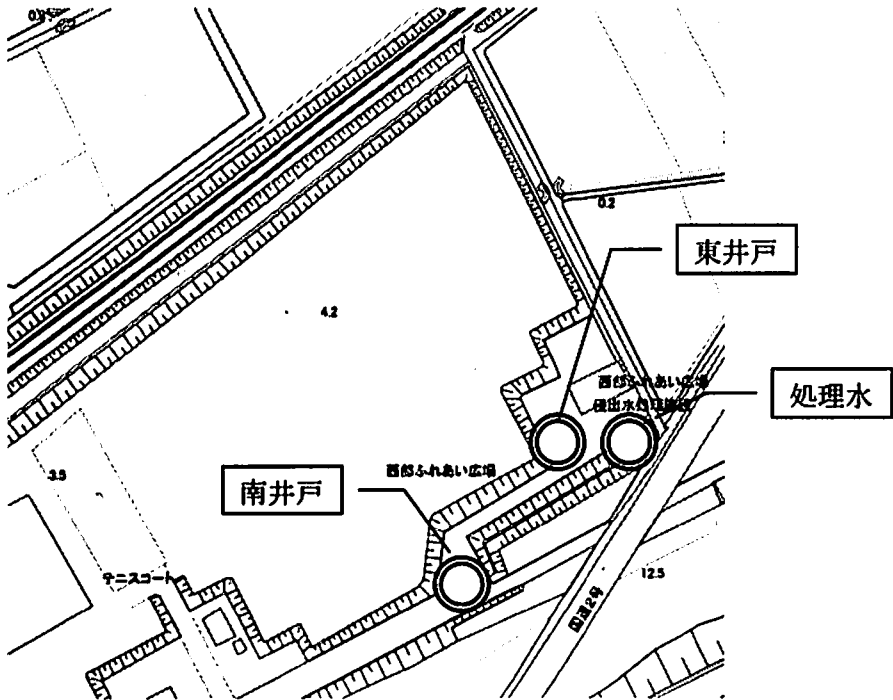
4 処理水及び地下水の水質並びに水質悪化を受けての措置

規定項目	処理水	東井戸	南井戸
採取場所	下記 地点図による	下記 地点図による	下記 地点図による
採取日	別紙を 参照してください。	別紙を 参照してください。	別紙を 参照してください。
結果の得られた日			
水質検査結果			
異常の有無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無
必要な措置を講じた年月日とその内容			

5 ダイオキシン類の測定及び水質悪化を受けての措置（最新の測定値）

規定項目	処理水	東井戸	南井戸
採取場所	下記 地点図による	下記 地点図による	下記 地点図による
採取日	令和6年7月9日	令和6年7月9日	令和6年7月9日
結果の得られた日	令和6年10月20日	令和6年10月20日	令和6年10月20日
水質検査結果	0.000033	0.031	0.034
基準値	10	1	1
(結果単位)	pg-TEQ/L	pg-TEQ/L	pg-TEQ/L
異常の有無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無
必要な措置を講じた年月日とその内容			

6 地点図



測定分析結果報告書

- (1) 処分場名 : 倉敷市 西部最終処分場
(2) 採取の年月日 : 令和7年6月3日
(3) 結果の得られた年月日 : 処理水:令和7年6月12日 地下水:令和7年6月12日
(4) 水質検査の結果

(一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(昭和五十二年三月十四日総理府・厚生省令第一号)で測定を義務付けられているものに限る。)

		処理水		地下水		
		処理水	基準	場内東井戸	場内南井戸	基準
塩化物イオン	mg/L	/	-	50	7.1	-
電気伝導率	mS/m	/	-	53	33	-
水素イオン濃度	-	7.9(22℃)	5.8~8.6	/	/	/
生物化学的酸素要求量	mg/L	0.5 未満	60以下	/	/	/
化学的酸素要求量	mg/L	2.0	-	/	/	/
浮遊物質	mg/L	1.0 未満	60以下	/	/	/
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	mg/L	-	総和5以下、動植物油30以下	/	/	/
フェノール類含有量	mg/L	-	5以下	/	/	/
銅含有量	mg/L	-	3以下	/	/	/
亜鉛含有量	mg/L	-	2以下	/	/	/
溶解性鉄含有量	mg/L	-	10以下	/	/	/
溶解性マンガン含有量	mg/L	-	10以下	/	/	/
クロム含有量	mg/L	-	2以下	/	/	/
大腸菌数	CFU/mL	0	800以下	/	/	/
窒素含有量	mg/L	8.7	最大120以下、平均80以下	/	/	/
りん含有量	mg/L	0.036	最大16以下、平均8以下	/	/	/
カドミウム及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.03以下	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003以下
シアン化合物	mg/L	0.1 未満	1以下	0.1 未満	0.1 未満	検出されないこと
有機りん化合物	mg/L	-	1以下	/	/	/
鉛及びその化合物	mg/L	0.005 未満	0.1以下	0.013	0.005 未満	0.01以下
6価クロム化合物	mg/L	0.02 未満	0.5以下	0.02 未満	0.02 未満	0.05以下
ひ素及びその化合物	mg/L	0.005 未満	0.1以下	0.005 未満	0.005 未満	0.01以下
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/L	0.0005 未満	0.005以下	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005以下
アルキル水銀化合物	mg/L	-	検出されないこと	0.0005 未満	0.0005 未満	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	0.0005 未満	0.003以下	0.0005 未満	0.0005 未満	検出されないこと
トリクロロエチレン	mg/L	-	0.1以下	0.002 未満	0.002 未満	0.01以下
テトラクロロエチレン	mg/L	-	0.1以下	0.0005 未満	0.0005 未満	0.01以下
ジクロロメタン	mg/L	-	0.2以下	0.002 未満	0.002 未満	0.02以下
四塩化炭素	mg/L	-	0.02以下	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002以下
1,2-ジクロロエタン	mg/L	-	0.04以下	0.0004 未満	0.0004 未満	0.004以下
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	-	1以下	0.002 未満	0.002 未満	0.1以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	-	0.4以下	/	/	/
1,2-ジクロロエチレン	mg/L	/	/	0.004 未満	0.004 未満	0.04以下
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	-	3以下	0.0005 未満	0.0005 未満	1以下
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	-	0.06以下	0.0006 未満	0.0006 未満	0.006以下
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	-	0.02以下	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002以下
チウラム	mg/L	-	0.06以下	0.0006 未満	0.0006 未満	0.006以下
シマジン	mg/L	-	0.03以下	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003以下
チオベンカルブ	mg/L	-	0.2以下	0.002 未満	0.002 未満	0.02以下
ベンゼン	mg/L	-	0.1以下	0.001 未満	0.001 未満	0.01以下
セレン	mg/L	-	0.1以下	0.002 未満	0.002 未満	0.01以下
1,4-ジオキサン	mg/L	-	0.5以下	0.005 未満	0.005 未満	0.05以下
クロロエチレン	mg/L	/	/	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002以下
ほう素及びその化合物	mg/L	-	50以下	/	/	/
ふっ素及びその化合物	mg/L	-	15以下	/	/	/
アモニウム、アモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/L	-	200以下	/	/	/

表中の値等は、環境計量証明書から転記したものである。

基準値超過の概要及び対応

倉敷市西部最終処分場において実施している地下水調査の結果、基準値を超える鉛が検出されましたので、概要及び今後の対応を示します。

1 概要

(1) 検出された物質の種類及び濃度

- ・ 6月3日に採水した場内東井戸において、基準値を超過する鉛を検出しました。
検出された濃度 0.013mg/L (基準値 0.01mg/L)
- ・ 鉛以外の有害物質については基準値を満足していました。
- ・ 確認のため6月18日に再測定を行ったところ、鉛は検出されませんでした。

(2) 原因

鉛の性状等は下記のとおりです。

- ・ 鉛は水に溶けにくい性質を持つため、地下水等においては、水中に溶解している状態（溶解性鉛）よりも、土壌等の懸濁粒子に吸着した状態（懸濁性鉛）で存在することが多い。なお、懸濁性鉛については、溶解性鉛と比較して拡散リスクが低いと考えられる。
- ・ 環境省の調査結果では、一般環境中の土壌の鉛濃度は、平均で19mg/kgであった。

また、採水の状況は下記のとおりでした。

- ・ 当該井戸では、過去5年以上にわたり、鉛は検出されていない。
- ・ 6月3日の採水では雨天の影響で濁りが発生していた。

以上を踏まえると、6月3日の採水では雨天のため発生した濁りの成分である土壌等に吸着していた鉛が、懸濁性鉛として検出されたと推定されます。6月18日の再採水では濁りは発生しておらず、したがって鉛は検出されませんでした。

2 今後の対応

井戸水の濁りの発生について、監視を強化します。

3 参考情報

鉛について

- ・ 健康への影響は腹痛、嘔吐など中毒症状を起こすとされています。
- ・ 用途として、鉛蓄電池や鉛合金等に使用されています。

基準値について

- ・ 地下水環境基準値は同様の 0.01mg/L となっていますが、これは一生涯にわたりその地下水を飲用しても健康に対する有害な影響がない濃度として設定されています。